

変更契約の適切な運用について

〔平成10年2月20日建管第1226号〕
各部（局）長、教育長、警察本部長、
公営企業管理者あて土木部長通知

〔平成10年2月20日建管第1227号〕
部内各課（所）長あて土木部長通知

建設工事及び業務委託に係る変更契約の取り扱いについては、平成8年3月29日付け建管第1114号で通知した「変更契約に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づいて実施しているところですが、公共工事コスト縮減の観点から、発注に際しては契約後に変更が生じないよう配慮するとともに、やむを得ず変更が生じた場合には、基本方針を遵守し、別発注とする場合には、原則として競争入札を実施してください。

なお、変更契約の件数及び金額については、原則として前年度の件数及び金額を下回るように努めてください。

（また、この趣旨については、貴部（局）内の関係課所に貴職から周知されるようお願いします。）*1